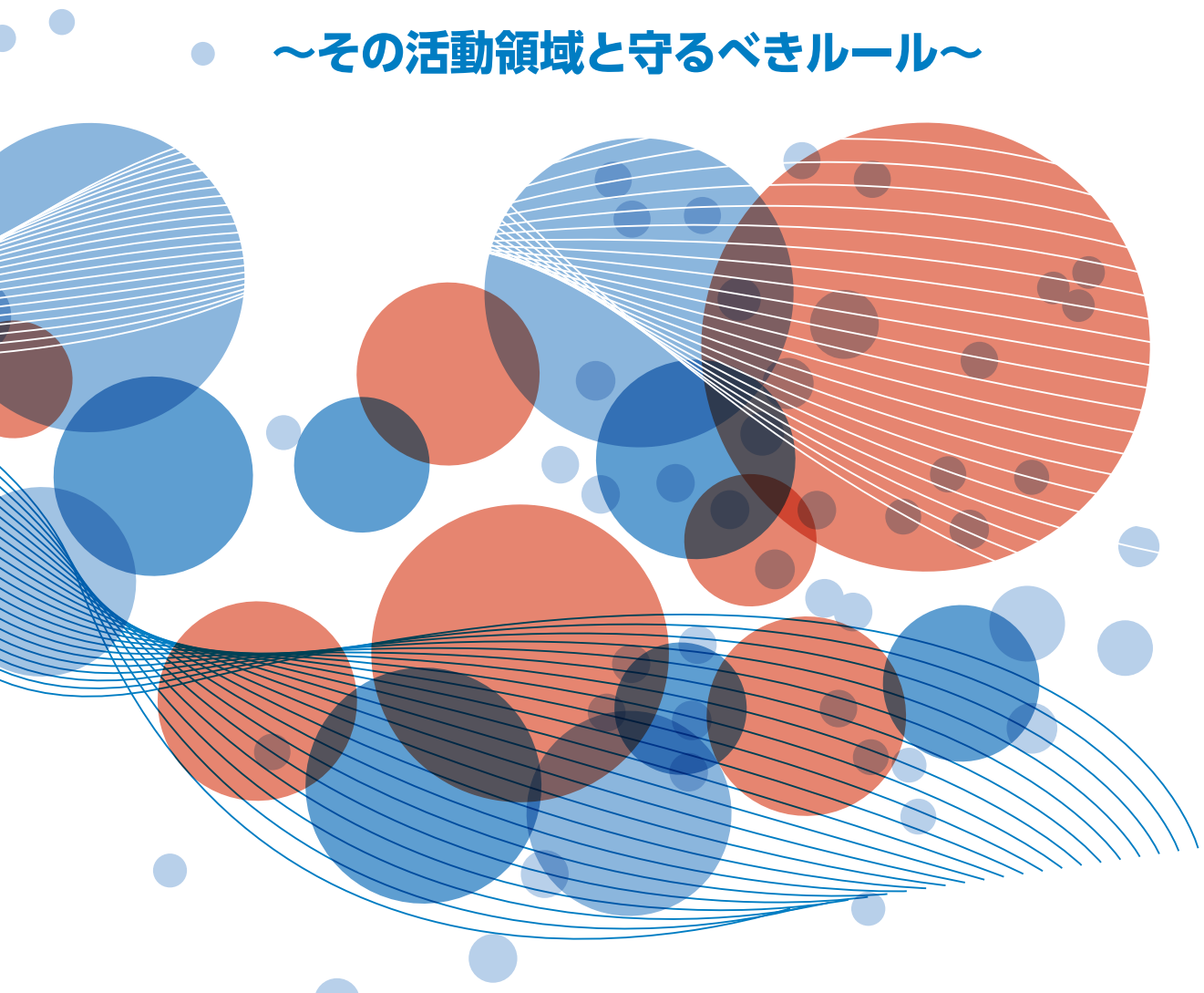


FP

職業倫理

～その活動領域と守るべきルール～



FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

FP 職業倫理

I	専門職業(プロフェッション)と職業倫理	2
①	専門職業(プロフェッション)とは	
②	学問と専門職業(プロフェッション)	
③	倫理と職業倫理	
④	専門職業における行動指針	
⑤	プロフェッションが有する責任	
II	FPの倫理分野	6
①	FPの定義と特質	
②	FPが関係する倫理分野	
III	自主規制機関としての職業倫理	8
IV	コンプライアンス(1)	
関連業法	9
①	税理士法とFP	
②	弁護士法とFP	
③	金融商品取引法	
④	保険業法と保険募集人	
⑤	宅地建物取引業法とFP	
⑥	社会保険労務士法とFP	
⑦	行政書士法とFP	
V	コンプライアンス(2)	
消費者・商行為関連法	32
①	消費者契約法	
②	金融サービス提供法	
③	特定商取引法	
④	割賦販売法	
VI	その他	42
①	FPと著作権	
②	個人情報保護法	
③	マイナンバー制度	

4 割賦販売法

■1■ 割賦販売法とは

割賦販売とは代金を2ヵ月以上にわたり3回以上の分割払いによって回収する販売（クレジットカードによる販売も含む）をいう（割賦販売法第2条）。

■2■ 割賦販売の形態

- ①割賦販売・・・自社割賦販売のことで、購入者から2ヵ月以上にわたり、かつ3回以上の分割で代金を受領する販売形態。
- ②ローン提携販売・・・購入者がローン業者から代金を借り受け、借り受けた代金については2ヵ月以上にわたり、かつ3回以上の分割払いで返済することで販売する形態。購入者の借入金について販売業者や信用保証会社がローン業者に対し保証を行うことによる。カードを利用しない個別方式と包括的な契約によるカードを利用する総合方式がある。
- ③割賦購入あっせん販売・・・購入者が、あらかじめクレジット会社と契約を結んでいる販売業者から商品を購入し、クレジット会社が販売会社に代金を一括して支払い、購入者はその代金を2ヵ月以上にわたり、かつ3回以上の分割払いで返済する販売形態。カードを利用しない個別方式と包括的な契約によるカードを利用する総合方式がある。

■3■ FPと割賦販売法

割賦販売には、代金を分割し積み立ててから買主に目的物を引き渡すケースと、目的物を買主に引き渡すと同時に分割支払いが始まるケースがある。前者は百貨店や呉服店の「友の会」や冠婚葬祭互助会等が該当し、これらについては目的物を引き渡す前に売主が倒産してしまうと、買主に影響を及ぼすことになる。後者の場合は一般的なカードによる購入や車などのローンによる購入が該当し、ローン会社が代金の債権を担保するため、所有権の留保を行ったり、違約金を定めたりするなど買主に不利な条件が付されることがある。

FPは顧客からの割賦販売に関する様々の相談について、まず、どのような形態の割賦販売なのかをきちんと理解できなければならない。もちろんそれ以前の問題として顧客の生涯プランと顧客が割賦販売を利用したいという意思の尊重との整合性についての確に助言できなければならない。そのうえで割賦販売特有の問題に関する解決も身につけておきたい。

例えば「友の会」形式の割賦販売では、顧客の積立金（販売業者からは前受金）については、販売会社の営業保証供託義務によって法務局に保証金を支払うことで積立金の2分の1が保全される。

前記（2）の②ローン提携販売、③割賦購入あっせん販売では、販売・サービス提供

業者に対する抗弁事由（無効・取消・解除等）をもって、ローン会社（クレジット会社）からの支払い請求を拒絶することができる（抗弁の接続という）。また、③の割賦購入あっせん販売の個別方式では、クーリング・オフや販売業者が不実告知をした場合の取消権、訪問販売で過量販売にあたる場合には過量販売撤回・解除権が認められている。

まとめ

- ① 割賦販売は2ヵ月以上にわたり、かつ3回以上の分割で代金を受領する販売で、事前に代金を積み立てて販売する形態と、販売後に代金を受領する形態がある。
- ② また、販売会社の自社割賦販売かローン会社との提携による割賦販売か、クレジットカード会社の立替入金による割賦販売がある。
- ③ 販売会社に問題がある場合、ローン会社（クレジット会社）への支払いを拒絶することができる。
- ④ FPは顧客の割賦販売利用を、顧客のキャッシュ・フロー表やライフプランとの兼ね合いを考慮して的確に助言したい。

VI

その他

章

1 FPと著作権

1-1 FPと著作権との関わり

FPの本来業務は顧客に対するFPの6分野（ライフプランニングから相続・事業承継設計まで）にかかる資産設計提案業務である。そのためにはプロフェッションとしての能力基準を満たしていなければならない、絶えず継続的に自己の研鑽に努めなければならない。たとえば日本FP協会の資格更新のための継続教育などもそのために存在する。また、FPの歴史は浅く、国民に浸透するための啓発活動としてのセミナー開催等もFPの役割となっている。そのためFPの業務は、セミナー講師、レジュメ作成、原稿執筆、ホームページやブログへの記載などがあり、これらは著作権法と多く関わる。よって常日頃から著作権法に抵触しないよう留意しなければならない。

1-2 著作権の意義

人間の知的表現として思想、感情等が生まれ、その活動としての創作物を著者が独占的に利用することができる法的権利を著作権という。著者が表現した作品を著作権法は著作物と呼び、著作物の創作者を著作者と呼ぶ。

1-3 著作権の権利内容

著作権の内容は次のように分類できる。

- 著作権
- 財産権としての権利
 - 複製権（コピーや講演を録音する権利）
 - 公衆送信権（テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて自己の著作物を公衆に送信する権利）
 - 展示権（著作物を展示する権利）
 - その他
 - 著作者人格権（人格的な利益であり、一身専属性を有し、譲渡できないもの）
 - 無断で公表されない権利
 - 無断で改変されない権利
 - 氏名の表示を求める権利

■4■ 適法な引用とは

基本的に他人の著作物を自分の言葉で一旦咀嚼して表現するなら、また、適法に引用するなら、著作者の許諾は不要とされている。

著作権法は第32条第1項で「引用」について「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ」としている。

条文では引用が公正な慣行に合致するものであり、かつ正当な範囲内で行われるなら問題ないとしている。これが適法な引用であり、それから逸脱するなら著作権者の許諾が必要となる。では、適法な引用とは具体的に何か、それは次の3つの要件を満たし、出所（出典・出所、著者名）が引用箇所に表示されていることである。

第1の要件は、自分の文章と引用した文章のうち、どちらが主でどちら従であるかということである。引用した文章ばかりが多くて、主従関係が逆転しているようでは問題となる。

第2の要件は、自分の著作物に引用が必要不可欠なことである。引用をすることによって、自分の表現に説得力や理解が増すことである。

第3の要件は、自分の文章と引用箇所との間に明確な区別がなされていることである。区別方法は引用箇所にカギ括弧（「 」）をつけ、また、括弧内は引用の原文でなければならず、勝手に変えてはならない。

■5■ 著作権のないもの

法令や判決、官公庁の告示や通達等には、著作権がないので自由に引用や転載ができる。しかし、国や地方公共団体、独立行政法人等が公表している広報資料、調査統計資料、報告書など（一般に「白書」といわれるもの等）には著作権がある。しかし、国民に周知されることを目的に公的に作成されるものであるから、禁止されていない限りは自由に引用や転載が可能である（著作権法第32条第2項）。これとて、出所の明示は必要である。

また、用語の説明については、だれが説明しても同じような表現になるものは、思想や感情の創作物とはいえずに、よって著作権は生じないとみられている。

■6■ コピーの配布

新聞や雑誌等の記事にも著作権があり、それを無断でコピーしてセミナー等で配布することは著作権法違反となる。セミナーが有料か無料かを問わない。

ただし、正規の学校教育機関において、教育担当者が授業の中で資料として、コピーを配布することは問題ない。この場合も出所の明示は必要である。

著作権を「私的使用目的」で使用する場合は著作権法に反しない。つまり、自分や家族内でコピーして使用する場である。

自分の執筆物のコピーを配布することは、その著作物の著作権が自分にあるなら問題はない。ただし、著作物がある後、編集が施されている場合は発行元の許可を取るべきである。

■7■ 無断録音・録画について

講演内容は講演者の思想、感情等の創作物であるため著作物である。よって講演内容を無断で録音、録画することは著作権（著作権者複製権）の侵害行為となる。

■8■ ウェブ上での問題点

多くのFPが自分のホームページを開設している。ここでの情報の公開は、不特定多数の人に閲覧されることを前提としている。これらは、人間の知的表現としての思想、感情等の創作物であり、ここに著作権が発生する。ホームページに限らずブログ、メールマガジン等についても同じである。

よって、ウェブ上であっても、著作権法第32条による適法な引用、著作権のないものの自由な掲載（法律の条文や判例等）、著作権があっても公的に広く周知されることを目的としていることによって自由に掲載ができるもの等、上述と同じ取り扱いとなる。

注意を要するのは、ウェブ上に、他人の写真やデザインなどを許可なくスキャンし、自由に取り込み公開することは著作権法違反になることである（著作権法第10条）。自由な使用を認めているものもあるので、よく調査のうえで利用したい。

まとめ

- ①他人の著作物は、原則として、自分の言葉で咀嚼して表現するか、適法に引用すれば著作権法に抵触しない。
- ②適法な引用とは3つの要件（自分と引用との主従関係、引用の不可欠性、引用部分の明瞭な峻別性）を満たし、かつ、出所が引用箇所に明示されていることである。
- ③著作権のないもの、あっても公共に資するため使用が認められるものがある。
- ④無断でセミナー等でのコピー配布は著作権法違反である。ただし、学校教育での使用は可。
- ⑤無断の録音、録画は著作権法違反である。
- ⑥ホームページなどウェブ上での表現にも、同じく著作権が適用される。

2 個人情報保護法

1 個人情報保護法とは

個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者」に対し、個人情報の適正な取り扱いについての義務を定めるとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護することを目的としている。

2 適用事業者

これまで5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は適用対象外であったが、2017年改正法により、個人情報を取り扱うすべての事業者に適用されることとなった。ただし、従業員の数が100人以下の中小規模事業者（取扱件数が5,000件を超える者、データを第三者から委託を受けて取扱う者を除く）には、安全管理措置について事業が円滑に行われるように配慮して、個人情報保護委員会で特例的な対応（ガイドライン）が示されている。

3 個人情報とは

個人情報とは①氏名や住所、生年月日、写真、メールアドレスのように個人を識別できる情報②他の情報と照合することによって、個人を特定できてしまう情報③2017年改正法からは個人識別符号（文字、番号、記号、符号等）も個人情報である。DNA、声紋、指紋・掌紋などの生体情報、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバーなどの公的番号は個人識別符号に該当する。個人情報をデータベース化し、検索可能なものを「個人情報データベース等」といい、事業者が修正、削除等の権限があるものを「保有個人データ」という。これまで6ヵ月以内に消去される短期保有データは「保有個人データ」に該当しなかったが、2020年改正法により「保有個人データ」に含まれることになった。

4 個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者の義務で重要なものは①漏えい防止など安全管理の策定義務（個人情報保護法第19条）、②従業員及び委託先への個人情報の適正な取り扱いに関する監督義務（同第21条、第22条）である。

5 個人情報取扱事業者と顧客

①個人情報取扱事業者は、個人情報を提供した本人に対して、個人情報を何の目的で利用するのか（利用目的の項目）を公表または本人へ通知しなければならない。②また、個人情報の「第三者提供制限」により、本人の承諾を得ないで個人情報を第三者に提供することはできない。そして③個人情報取扱事業者は、本人から「保有個人データ」の開示請求を受けたときは、それを開示しなければならない。2020年改正法では、従来からの書面交付のみから、電磁的方法など本人が請求した方法で開示することとなった。